

農地原形変更に関する指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、農地原形変更に関し、法令に別段の定めのあるもののほか必要な事項を定めることにより、農地法(昭和 27 年法律 229 号)による農地転用許可制度との整合を図り、もって農地の秩序ある管理と農業生産の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農地原形変更

耕作を目的とする区画形質の変更をいう。

(2) 事業者等

農地の所有権又は権原に基づき農地原形変更を行うことができる権原を有する者をいう。

(3) 施工者

事業者等との契約により農地原形変更を施行する者をいう。

(一般基準)

第 3 条 農地原形変更は、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 農地から他用途への転用目的でないこと。

(2) 埋め立て又は盛土等を伴う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する廃棄物等を使用せず、耕作可能な土で行うものであること。

(3) 農地の現況の土質、地形又は水利が耕作に適さず、農地原形変更がやむを得ないと認められること。

(4) 農地原形変更により営農上に改善が認められるものであること。

(指導基準)

第 4 条 農地原形変更は、次の各号に掲げる基準を守って行わなければならない。

(1) かさ上げ限度は、耕土を含めて付近の道路面(農道を含む。)やあぜ道、宅地等の面から上 30cm 以下とする。

(2) 耕土は、20cm 以上を確保することとし、コブシ大以上のレキの含まれていないものを用いること。

(3) 隣接農地の被害防除については、それを防止するための必要な措置がなされていること。

(4) 農地原形変更を行うことについて、隣接農地(農地以外も含む。)の所有者(耕作者を含む。)及び土地改良区等の同意が得られていること。

(5) 農地原形変更に関連して、農道水路の用途廃止等を必要とする場合には、その手続きを了していること。

(6) 用排水路の保護及び管理ができるよう法面工事等が適切に実施されるものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会の指示に従うこと。

(届け出)

第 5 条 農地原形変更の届出は、事業者等が行うものとする。

2.前項の届出は、施工期間、施工の方法、施工者等を明確にして行わなければならない。

3.農地原形変更を行うとする者は、原形変更に着手する日の 30 日前までに、別紙様式(様式第 1 号)により農業委員会に届け出るものとする。

(適用除外)

第 6 条 この要綱は、次に掲げる農地原形変更については届出をすることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急処置として行う場合。

(2) 国又は地方公共団体が行う場合。

(3) 国又は地方公共団体の補助等により行われる場合。

(受理書及び標識の交付)

第 7 条 農業委員会は、第 5 条の規定により届出があったときは、その内容を審査し、当該届出が農地原形変更の目的に適合していると認められるものには、受理通知書(様式第 3 号)及び標識(様式 8 号)を交付するものとする。標識は、許可のあった日から完了する日まで当該地に立て、完了後は農業委員会に返却しなければならない。

(原形変更完了の届出)

第 8 条 第 7 条に規定する受理通知書の交付を受けた事業者等は、施工完了後農地原形変更完了報告書(様式第 5 号)を 30 日以内に農業委員会に提出しなければならない。

(事業者等の責務)

第 9 条 事業者等は、第 1 条の目的に反して農地原形変更を行ってはならない。

(施工上の責務)

第 10 条 施工者及び事業者等は、農地原形変更の施工に関し、隣接地の所有者(耕作者含む。)の意見を尊重し、その理解と協力が得られるよう努めなければならない。

2. 施工者及び事業者等は、農地原形変更の施工に当たって当該施工が長期化しないよう努めるとともに、農地転用行為に該当することとならないよう配慮しなければならない。

(指 導)

第 11 条 農業委員会は、農地原形変更に係る事項の確実な実施を図るため必要があると認められるときは、事業者等に対し適切な指導をするものとする。

附則

この要綱は、平成 3 年 2 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。